サムナー・ウェルズと一九三〇年代

のアメリカ外交

はじめに

1

たといえる。サムナー・ウェルズ(一八九二~一九六一)は、ロ外交は、アメリカのその後の歴史にとって重要な意味をもっていにおいて、内外ともに深刻な危機に直面していた一九三〇年代の二十世紀のアメリカが二つの世界大戦を経て超大国となる過程

をみていくことで、三○年代のアメリカ外交の特徴の一端を示しズヴェルト外交の重要な決定に関わった人物であり、本論は、彼四三年まで、駐キューバ大使、国務次官補、国務次官としてローーズヴェルト政権が誕生した一九三三年から第二次世界大戦中の

ていきたい。

ウェルズは、学生時代からローズヴェルトと面識があり、長期

にわたって大統領と密接な関係を保ってきた人物である。同時に、

山

澄

亨

一九一五年からの十年間、キャリア外交官としてアメリカ外交の

カ外交は、ローズヴェルト、ハルといった民主党「党人」政治家の「実務派」の代表的人物であった。これまでの三〇年代アメリ最前線で問題を処理していた経歴をもち、ローズヴェルト政権内

い。そうすることで、より幅広い視野からこの時期のアメリカ外ばしば対立したハル国務長官の三者の関係を議論の中心に据えたを抜擢し政策を取り入れたローズヴェルト大統領、ウエルズとしを中心に語られることが多かったが、本論では、ウェルズと、彼

交をとらえることができると考えている。

あったという関係に注目して、ローズヴェルトの意のままになるウェルズに対する評価は、まず、彼がローズヴェルトの腹心で

87 (571)

トの代弁者とするのではなく、この時期の様々な外交政策に関した、ウェルズを地域専門家としてとらえる研究も多い。しかしそれとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れとても、彼がラテンアメリカ問題の専門家であったことを重視れるではない。この時期の様々な外交政策に関した、ウェルズを軽視した「ヨーロッパ派」として彼を評価するもの。

「一個ではなるではなく、この時期の様々な外交政策に関したの代弁者とするのではなく、この時期の様々な外交政策に関した。

九年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パ上次世界大戦に参戦する経緯にあるが、その際に注目すべき問題として、「善隣外交」を取り上げたい。 というのも、孤立主義が高揚している時期にあっても、対ラテンアメリカ外交は、積極的に推進されていたからである。たとえば、三三年にはモンテヴィに推進されていたからである。たとえば、三三年にはリマで、三元年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカ年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカ年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカ年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカ年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカーにはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカ年にはパナマで、そして、四二年にはリオデジャネイロで、パカーにはリオデジャイロで、パカーに、

て大統領に影響を与え、アメリカ外交全般にわたる政策形成者の

一人として評価したい

年の互恵通商法の制定、同年の輸出入銀行の創設、また、三六年 接点としてふさわしい人物だといえよう。 とは可能であり、実際にローズヴェルト政権は、それらを積極的 てもアメリカがラテンアメリカ諸国に対して影響力を行使するこ 中立法における同法の西半球不適用条項など、孤立主義期におい 表として出席し、重要な役割を演じたのであった。さらに、 り、彼は、孤立主義期における「善隣外交」と「大戦前外交」の カ外交に関してローズヴェルト、ハルにつぐ地位に就いた。 にいた人物であった。その彼が三七年に国務次官となり、 に運用していた。ウェルズはまさに、 ルズは、ブエノスアイレス、パナマ、リオでの会議にアメリカ代 を通して、「善隣外交」を実現していくのである。 しかも、 ンアメリカン会議が開かれ、アメリカは、これらの会議への参加 国務省において運用の中心 したがって、本論では、 アメリ つま

十代前半にして高官の地位に就いた。このように異例ともいえるーズヴェルト政権下の国務省の他の同僚より十歳以上も若く、四にボストを得るまでの経歴を概観したい。というのも、彼は、ロ議論にはいる前に、ウェルズがローズヴェルト政権で国務省内

ルズの言動に注目し、

議論を進めていくことにする。

アメリカ外交の継続性を示す代表的人物として、三〇年代のウェ

抜擢の理由として、

ローズヴェルトと類似した家柄と教育環境で

同じ高校(グロトン)、同じ大学(ハーヴァード)に通い、彼の結 境の中で何不自由なく育った。しかも、彼は、ローズヴェルトと ーズヴェルト家と同様ニューヨーク州の名門家系という裕福な環 のチャールズ・サムナー上院議員は、彼の一族である。彼は、 ク市で生まれた。ウェルズ家は、建国以前からの名門であり、「サ の彼の実績を無視することはできないと考えられるからである。 育ったことからくる両者の親近感ならびにキャリア外交官として ムナー」という彼の名の由来となる十九世紀半ばの奴隷廃止論者 ムナー・ウェルズは、一八九二年一○月一四日にニューヨ

п

目されていた時期であった。そこでウェルズは、妻の兄の親友で 世界大戦への関心が急速に高まりつつあり、外交政策が大きく注 を踏みだす。この頃のアメリカの状況といえば、ちょうど第一次 国務省に入って外交官の道に進むことを決心した。彼の外交官試 ハーヴァードの先輩でもあるフィリップスの勧めを受け入れて、

婚式にも出席している間柄であった

九一五年、ウェルズは国務省に入り、外交官としての第一歩

で三等書記官として勤務することになった。ウェルズとラテンア で過ごした後、一七年十一月、アルゼンチンのプエノスアイレス アルゼンチン側の反感を買っていたことを感じとり、 線に立つこととなった。その過程で、強引なイギリスのやり方が そこで彼は、流暢なスペイン語の能力を買われて、第一次大戦中 アルゼンチンの状況は、圧倒的に市場を支配していたイギリスが より友好的な関係を打ち建てるべきだと確信したのであった。 から戦後にかけてアルゼンチンの政府、 大戦の影響で後退し、アメリカがそれに取って代る勢いであった。 メリカとの公的な関わりはこの時から始まったのである。 銀行との金融交渉の最前 アメリカは ァ

の生活を始めることになる。 二〇年六月、二七歳のウェルズは、 国務省ラテンアメリ 力部

補となる。キャリア外交官のウェルズは、政権交替期の混乱にあ

四年間の海外勤務を終えて、

ルゼンチンでの彼の活動は、

本国での評価を高め、 一九年十月に帰国し、

ワシントンで ウェルズは、

ことになるが、 たのである。彼は、二五年から約八年間、 ラスなどに赴き、ラテンアメリカの専門家としての地位を確立し に国務省を去るまで、キューバ、ハイティ、ドミニカ、 っても、国務省に留まり、 在職中に築いたラテンアメリカ諸国の有力者との 問題に対処していった。 公職の座から遠ざかる 以後、 ホンジ

務省に採用されることになった。④

ル

、ト海軍次官の熱心な推薦状もあったために、

験の成績は非常に優秀であり、

しかも、フランクリン・ローズヴ

ウェルズは、

国

関係がとぎれることはなかった。

層深めることになった。二八年、ウェルズは、ローズヴェルトの 間、彼は、民主党支持を明確にし、ローズヴェルトとの関係を一 ラテンアメリカ政策に不満をもったためであるが、在野にある 依頼で、民主党大統領候補のアル・スミスのために外交パンフレ そもそもウェルズの辞職の原因は、共和党のクーリッジ政権の

に、ラテンアメリカを担当する高官として国務省に復帰したのは した経験をもつウェルズが、ローズヴェルトの大統領当選ととも トとの関係が深く、またラテンアメリカ問題の専門家として活躍 と同時に、多額の資金を援助した。 したがって、 ローズヴェル ローズヴェルトの選挙参謀の一人として民主党陣営の中枢に座る ラテンアメリカ政策を批判した。そして、三二年の大統領選では

hment and the Good Neighbor, (Lawrence, 1979), pp. 23-25; Utley Isolation, (New York, 1952), p. 8; Jonathan G. Utley, Going to War with Japan, (Knoxville, 1985), pp. 46-48 Randell Bennett Woods, The Roosevelt Foreign-Policy Establis-William Langer and S. Everett Gleason, The Challenge to 当然のことであった

- Biography of Sumner Welles, (New York, 1988). Frank Warren Graff, Strategy of Involvement: A Dipomatic

- W. Graff, op. cit.; Gail Hanson, "Sumner Welles and American ルズの経歴に関しては、 以下の二つを参照した。
- System: The United States in the Caribbean, 1920-1940." Unp Welles, The Time for Decision (New York, 1944), pp. 272-275 時の日本軍のドイツ人用収容キャンプの視察等を行なった。Sumner ublished Ph.D. disseration. State University of New York, 1990 ウェルズは、元老や財界有力者と付き合いを深めたり、第一次大戦
- Hanson, op. cit., pp. 65-86

6

7 Welles, The Time for Decision, p. 188

ットを作成し、さらに、ノーマン・デイヴィスとともに共和党の

(8) Policy", Foreign Affairs, IX (1931), pp. 547-568. (ウェルズがこの 論文の草稿を書いた。Hanson, op. cit., p. 271.) Norman H. Davis, "Wanted: A Consistent Latin American

ローズヴェルト政権初期のウェルズ

2

a 「善隣外交」の推進

ウェルズは、ローズヴェルトの大統領就任から約一カ月後の一

には、長い議員経験をもつハルが選ばれ、次官には、ウェルズの あったデイヴィスを期待していた。しかし、実際には、国務長官 ソン政権以来の民主党の外交専門家であり、ウェルズの上官でも た自らが国務次官になり、その上官である国務長官には、ウィル は、選挙以前からローズヴェルトに外交上のアドバイスをしてき 九三三年四月に国務次官補に任命された。ウェルズ自身の考えで 先輩でもあり、共和党政権下でも国務省で働いていたキャリア外

に

であった。

しかし、現実には三三年の世界経済会議の失敗で明らかなよう

当時の国際情勢は徐々にブロック化に進んでいたうえに、

玉

きな制限が課せられていた。 内での孤立主義の高揚もあって、

唯一、ラテンアメリカだけが積極的

アメリカの影響力の行使には大

交官出身のフィリップスが選ばれたのである

築くためにはアメリカが自らの影響力を行使すべきだというもの 政治的・経済的に安定した関係が不可欠であり、 た「国際主義者」と規定できる人物で首脳陣が固められていたの おり、長期にわたって国務省にとどまったのはこの三名)といっ 三年に彼ら以外にも任命されたが、いずれも数カ月で職を離れて プス次官、ウェルズ、ムーア、セイヤーの各次官補(次官補は三 ローズヴェルト政権発足時の以上のような国務省首脳の陣容を 次のことがいえるだろう。つまり、ハル長官、フィリッ 彼らの考えは、 アメリカの繁栄には他の国々との相互の そうした関係を

動を慎む姿勢を明らかにした。以上のようなローズヴェルトの善 解を通じて、他国の考えに共感をもつことができる」と述べるこ **善隣精神、すなわち、相互理解と同質ものであり、このような理** 省に入ったウェルズは、ローズヴェルト政権における善隣外交の 関わりが深いウェルズである。つまり、大統領の側近として国務 隣外交に最も大きな影響を与えていたのは、 とで、他の国々からの反発を受けるようなアメリカの一方的な行 ラテンアメリカとの

おいてローズヴェルトは、「真のパンアメリカン主義の本質とは、

ェルズが草稿を書いた三三年四月のパンアメリカンデイの演説に

推進には欠かすことのできない人物であった。 ラテンアメリカへの積極的な外交を支持したのは、「国際主義

ではなかったが、主権国家に対するアメリカの介入に反対という ており、国務長官になると、互恵通商法の成立に全力をあげて取 ズとハルは、善隣外交推進の「両輪」といえるであろう。 点で両者は一致していた。さらに、ラテンアメリカとの経済関係 者」のハルも同様であった。彼は、ウェルズのような地域専門家 点でも一致していた。ハルは、二○年代から高関税政策に反対し の強化という点でも両者の考えに差はなかった。つまり、 両者はまた、高関税政策に反対し、 自由貿易を支持するという ウェル

テンアメリカ諸国との友好関係の重視を明確にした。さらに、 及されることがほとんどなかった外交に関して、「外交の分野で 我が国は、 善隣的政策を推進させていきたい」と訴えて、 ゥ ラ

就任演説において新大統領は、

緊急を要する国内問題に比べて言

にアメリカの外交を展開できる地域とみなされていた。

そこで、

(575)

議会の承認

同法が制定され、

り組んだ。その結果、三四年六月、

の確立を前進させることになった。また、善隣外交に関しても、の確立を前進させることになった。また、善隣外交に関しても、というにとからわかることは、ローズヴェルト政権初期の重要人物の一人であったが、最終的にハルとウェルズは、使らは、互恵通商政策を維持するために、三四年から三五年にかけてピークの唱えたバーター方式による通商に強く反対した。ピークは、使って変と、中のでは、でのでは、のでは、のでは、など、ローズヴェルト政権が関にウェルがともに協力して推進した政策、互恵通商政策、善隣の確立を前進させることになった。また、善隣外交に関しても、ので立を前進させることになった。また、善くの確立を前進させることになった。また、善くのでは、対しても、ので立とからわかることは、ローズヴェルト政権初期にウェルズと、

べり背国こう文子母系う在ところうこうである。 両者のどちらかがアメリカ首席代表となり、アメリカとラテンアローズヴェルト政権中に開かれたパンアメリカン会議では、常にローズヴェルト政権中に開かれたパンアメリカン会議では、常に

表的事例をb、cの二節で取り上げることで、彼の外交政策の特それでは、善隣外交においてウェルズが重要な役割を演じた代メリカ諸国との友好関係の確立に努めたのである。

b キューバ問題

ローズヴェルトが大統領に就任した時点で、ラテンアメリカに

ていきたい。

徵

ならびにローズヴェルト、ハルとの関係をより詳しく説明し

交をすすめていったのである

駐キューバ大使に任命し、問題の解決にあたらせた。 駐キューバ大使に任命し、問題の解決にあたらせた。 監キューバ大使に任命し、問題の解決にあたらせた。 を受け、しかも、マチャードの独裁に対する不満が爆発寸前であった。 アメリカは、当時、プラット修正によりキューバへの内政 介入の権限をもっていたが、露骨なアメリカの介入に対してキューバ国民の反対が起こることは明白であった。 そこで、ローズヴェルトは、ウェルズを国務次官補に任命してから三週間後、彼を エルトは、ウェルズを国務次官補に任命してから三週間後、彼を はキューバ大使に任命し、問題の解決にあたらせた。 に承認したのである

めていた。 政権の誕生という事態が続き、 混乱は一向に収まらず、 権に関しては、 に乗り出す一方で、 . チスタによるセスペデス政権転覆とグラウ・サ ードが国外に逃亡し、 ウェルズは、 その非合法性と、 マチャードに政治改革を要求した。 同年八月、 セスペデス政権は承認したが、グラウ政 セスペデス政権が樹立され、 キューバ情勢はますます混迷を深 統治能力の欠如を本国に伝え、 キューバ軍の反乱によりマチ ン・マルティ 九月には、 しかし、

うになる。 かっ 陸させることはなかったが、 不承認を主張した。 を擁立した結果、 グラウ政権は、 市民保護のためにはアメリカ軍の介入もやむをえないと考えるよ たため、 ローズヴェ 三四年一月、バチスタがより保守的なメンディエ アメリカからの承認がなく、 崩壊した。そして、 さらに、 ルトは、 今後の事態の悪化に備えてアメリ グラウ政権の不承認に踏み切った。 アメリカ兵を新たにキューバに上 アメリカは、 経済的にも圧力が 新政権を直ち タ か ヵ

> 外交の推進のためには、 じていたのであった。 ではなく、ラテンアメリカ全体の問題としても調整する必要が生 等の国がグラウ政権承認の方向に進むという事態を迎えて、 不信の目がアメリカに向けられていたからである。 というのも、 牛 ューバでの行動に関して、ラテンアメリカ諸国の 丰 ューバ問題を単なる一国の問題として アルゼンチ 善隣

で彼のキ

ューバでの行動は、

決して成功したとはいえなかっ

なかっ 法的平等 (第四条)、内政不干涉 を結ぶことに成功した。 に、 は ル テンアメリカ各国の信頼を確保することができた。 たものであった。 的平等(第九条)、 ない限り」という留保条件が付けられてはいたものの、 ルであった。ハルは、 ズの失敗をハル 三三年十二月にモンテヴ この会議で善隣外交を推進したのは、 以上のような状況の中で開催された。 が救ったといってもあながち言い過ぎとはいえ このような協定を結んだことで、 他国領土への不可侵(第十一条)等を取り決 各国間の調整に努め、 その主要な内容は、 ィデオで開かれたパンアメリ (第八条)、外国人と自国人の法 ウェ ァ モンテヴィデオ協定 メリカ首席代表の 「現行の条約に反し ルズも認めたよう つまり、 アメリカは 諸国家の カン会議

善隣外交の推進という点

17

ーズヴェ

ルト政権は、

モンテヴィデオ会議以降も、

着々と善

カ諸国への内政不干渉を積極的に訴え続けたのである。 の樹立を進めていった。たとえば、ローズヴェルトは、三三年十の樹立を進めていった。たとえば、ローズヴェルトは、三三年十四年五月、キューバの新政権との間でプラット修正条項の放棄に関する条約を締結し、また、ハイティやドミニカからも米軍を撤退させ、パナマと新条約を結んだ。ウェルズも、このような事実退させ、パナマと新条約を結んだ。ウェルズも、このような事実限がせず、むしろ、自ら交渉の責任者となって、ラテンアメリカとの友好関係の樹立を推進し、政治的・経済的にラテンアメリカとの友好関係

任務を遂行したのであった。

゜ ブエノスアイレス会議

域に浸透しはじめると、善隣外交の性質が、単にアメリカとの友切に浸透しはじめると、善隣外交の性質が、単にアメリカとの友別の打破を主張し、国際危機が急速に高まっていったのである。こうした危機への対応としてアメリカがとった方針は、中立法を制定し、他の地域、とくにヨーロッパの紛争に巻き込まれないというものであった。したがって、ラテンアメリカの重要性は、いいうものであった。したがって、ラテンアメリカの重要性は、いいうものであった。したがって、ラテンアメリカの重要性は、いいうものであった。したがって、ラテンアメリカの重要性は、いいうものであった。したがって、ラテンアメリカの重要性は、いっそう増大したといえる。しかも、日独伊の影響が徐々にこの地域に浸透しはじめると、善くの性質が、単にアメリカとの友側に浸透しはじめると、善くの性質が、単にアメリカとの友側に表情に表情にある。

までラテンアメリカの担当者としてこのような要求に応えるべくなったのである。ウェルズは、第二次世界大戦中に国務省を去るさないことと同時にアメリカの指導力の強化が要求されるようにが強くなっていった。つまり、この地域での反米感情を引き起こが強くなっていった。つまり、この地域での反米感情を引き起こ

おり、アメリカの世界政策の一環として位置付けられていた。ま対して西半球の一体化を全世界の国々に誇示することも含まれて間の友好関係の樹立だけでなく、ヨーロッパでの危機の高まりに間の友好関係の樹立だけでなく、ヨーロッパでの危機の高まりにといる。しかも、この会議の目的は、アメリカとアメリカ大陸国が大陸国の大学の場合に対してアメリカ大陸間の平和会議の開催を呼び

た、会議の開催地として、伝統的にアメリカの影響力の浸透に不信感を持っているアルゼンチンのブエノスアイレスを推すことで、アメリカの指導力を表面化させないということも考慮されていた。せるために、一月から、アメリカ側の責任者として自らが先頭にせるために、一月から、アメリカ側の責任者として自らが先頭に立って各国との調整を図り、準備を進めていった。

職として赤道以南の国々を初めて訪問するアメリカ大統領というエノスアイレスにのりこみ、開会演説を行なうことを決めた。現ローズヴェルトは、大差で大統領選に勝利した直後、自らがブ

好関係の樹立だけでなく、日独伊の影響力を排除するという側面

調に進んだ。

しかし、

ル

が協議方式を提案し、

戦争勃発の際に

間

の紛争の調停による解決

(第三条)

等が確認され、

ゥ

ルズの綿密な準備のため、

会議は友好的

な雰囲気の中で順

のすばらしさを理解しようではないか。

我々は、

主権独立のすばらしさを知っている。

今度は、

相互依存

ようとしているということをわからせることである。…(中略)…

るアメリカの意気込みは相当なものであったといえよう。もちろ に 彼の旅そのものが善隣外交に大きく貢献することになった。 としてブエノスアイレスに入ったのである。 ん 会議の実質的責任者であるウェルズも、 ハルがアメリカ代表団を率いることになり、 アメリカ代表の一人 この会議にかけ さら

こともあり、

п

ーズヴェルトは、

行く先々で熱烈な歓迎を受け、

アルゼンチンが強く

の演説で始まった。 -ズヴェルトはこう訴えた。 三六年十二月一日、 ウェルズが草稿を作成した開会演説の中でロ ブエノスアイレス会議は、 ローズヴェルト

我々アメリカ大陸の国々が平和に生きていこうと決意する際

1

うということ、二つには、戦争の狂気と飢餓のために我々西半球 我々アメリカ大陸の国々は、 に、 々は安全保障と友好関係に関して相互に協議することで一体化し の国々への侵略行為をもくろんでいる他の地域の国に対して、 次のことをはっきりさせておかなければならない。一つには、 協力し団結して最終的な決定を行な

> 対して自動的に武器禁輸を実行するというアメリカの中立政策に アメリカが強い圧力をかけて多数派を形成した場合、全交戦国に 参加国が従う義務をもつ、というものであった。ということは アメリカ大陸の国々の代表が協議を行ない、そこでの決定事項に 反対した。ハルの提案とは、 アメリカの中立政策に従わせようとすると、 世界のどこかで戦争が起こった場合、

ところが、アルゼンチンは、 念していたうえに、 アメリカの中立政策への追従は、 もともとアメリカの影響力拡大を懸 国際連盟の

ラテンアメリカ各国が従わざるをえないという事態が起こりえた。

ンにとって受け入れられないものであった。そこで妥協が成立し、 制裁規定と矛盾することになり、 協議条約が結ばれた。その内容は、 国際連盟を重視するアル (1)アメリカ大陸の平和が何ら ゼン チ

入った場合、③アメリカ大陸以外の地域での戦争がアメリカ大陸

かの脅威を受けた場合、

②アメリカ大陸国間で実際に戦争状態に

各国は協議以上の義務をもたない、というものであった。 の平和の脅威となる場合、にアメリカ大陸国は協議を行なうが

土征服、 ブエノスアイレス宣言が出され、 の法の下での完全な自由と各国の主権の全面的承認(第一条)、 他国への内政、 外交の干渉の禁止、 その中で、 ァ アメリカ大陸諸国家 メリ カ大陸諸国家

会議は十二 95

月二一日に閉会した。

- The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt 1933, edited by Samuel Rosenman, (New York, 1935-50), pp. 129-133.

 Cordell Hull, Memoirs of Cordell Hull, (New York, 1948) p. 312.
- ⊚ Ibid., pp. 352–366

Address by Welles, "Inter-American Relations," December 10, 1934, Department of State publication #680, Latin American series, "Our Foreign Policy and Peace," October 19, 1936,

Department of State publication #946.

- Address by Welles, "Trade Recovery through Reciprocal Trade Agreements," October 16, 1936, Department of State publication \$942, Latin American series \$29; Hull, Memoirs, pp. 370-371.
- (9) Welles, The Time for Decision, pp. 195-199.
- © U.S. Department of State, Peace and War: United States Foreign Policy 1931-1941, (Washington, 1943), pp. 199-204.
-) Ibid., pp. 204–208.
- (a) Address by Welles, "Relations between the United States and Cuba," March 29, 1934, Department of State publication # 577, Latin American series # 7.
- Peace and War, pp. 311-312
- (2) Welles, The Time for Decision, p. 205; Hull, Memoirs, p. 494.
- (2) Peace and War, pp. 342-352.
- Welles, The Time for Decision, p. 207. Hull, Memoirs, pp. 498-499.
- (2) Peace and War, pp. 352-353.
- Address by Welles, "The Practical Accomplishments of the Buenos Aircs Conference," April 7, 1937, Department of State publication \$1012, Conference series \$29.

3 国務次官期のウエルズ

a

影響を与えることになった。 両者の対立が顕著となり、それが様々な局面でアメリカの政策に ことはなかった。しかし、 官と次官補という地位の差もあり、ウェルズと正面から衝突する 判的にとらえるなど、決して親密な間柄とはいえなかったが、の なかった。たしかに、ハルは、ウェルズのキューバでの行動を批 いて、ウェルズとハルは、目立って対立しているというわけでは ウェルズが国務次官に就任してからは 長

これまでみてきたように、ローズヴェルト政権の第一期目にお

が抜けた段階で、 支持者の接点としてうってつけの人物であったといえる。その彼 ヴァード人脈 官の関係も非常に良好であった。つまり、フィリップスは、 っては、外交官の先輩でもあった。また、フィリップスとハル長 フィリップスは、 アへ赴任したことに始まる。ローズヴェルト、ウェルズと同窓の かれる三ヵ月前の一九三六年九月、病気による前駐伊大使の辞職 ウェルズが次官になるきっかけは、ブエノスアイレス会議が開 当時のウイリアム・フィリップス次官が、大使としてイタリ 国務省のキャリア外交官、そして、伝統的民主党 一両者とは古くからの友人であり、ウェルズにと 国務次官の最有力の候補として、ウェルズとR 八 1

> アは、 間の連邦議会議員と判事を務めた経歴をもっていた。ハルも、同 務次官補となったムーアは、ウェルズが善隣外交を主導している 四四歳であった。また、ムーアは、ヴァージニア州出身で十二年 った。以上のことからハルとムーアの関係は非常に良好で、ムー 三年までの二十六年間連邦議員であったという類似した経歴であ じく南部のテネシー州出身で、法曹界を経て、国務長官になる三 国務省内のハル派の代表的人物であった。三三年九月に国

立法の責任者のムーアとブエノスアイレス会議の立役者ウェルズ が次期次官候補として挙がってくるのは自然のなりゆきであった。 わっていた。したがって、次官ポストが空席になった段階で、 アメリカの中立政策の中心人物として、中立法制定に深く関

結果として、ローズヴェルトが次官に選んだのは、自ら最も信

間

類できる側近の一人であるウェルズであった。ローズヴェルトは はかった。こうして、ハル派のムーアは「棚上げ」され、三七年 いう次官と同格の役職を創設し、彼を任命するという形で調整を しばらく秘密にしておき、その後、ムーアのために国務省顧問と 既に三七年一月にウェルズに次官昇格を伝えていたが、ハルには ウェルズは実質的に国務省のナンバ ル がこうした経緯にわだかまりを感じたのも当然であっ 1 ツーになったので

(581)

ウォルトン・ムーアの二人が挙げられていた。

三七年時点でムーアは、七六歳、

ハルは、六七歳、

ウエ

ールズは

ある。 五る。 1

ルは、 バルとしても浮上していた。したがって、ローズヴェルトとウェ 候補と噂されるほどの人物であり、ローズヴェルトの政治的ライ 繁に行ない、ハルの知らない決定を次官のウェルズが指令するこ ルズは、正規のルートであるハルを素通りして、私的な会談を頻 に、腹蔵のない会話を交わせる関係であった。それに対して、ハ ーズヴェルトとウェルズは、長い交友関係をもっていたため ローズヴェルトよりも年長であるうえに、四○年の大統領

方針に関する思想も対立を生み出す重要な要因であった。 満を生み出す原因となったのである。 の関係だけで決定されたものではなかった。両者のアメリカ外交 しかし、ウェルズとハルの対立は、単に年令、経歴、大統領と

とも度々みられた。こうしたことが、ハルのウェルズに対する不

半球の独自性を強く主張すべきだと考えていた。以上の点をまさ たがって、彼は、ブエノスアイレス会議を高く評価したのである。 争を解決することを理想とした。さらに、③アメリカの安全保障 的・原則的問題を重視した。次に、②多国間の協議に基づいて紛 彼は、(1)領土の不可侵、内政不干渉、条約の遵守、といった道義 しく集大成したものがブエノスアイレス会議の成果であった。 のためには反米感情を抑えることで西半球の一体化を推進し、 そこで、ウェルズの外交に関する基本理念をまとめておきたい。 西

> についても、ウェルズの考えとは異なり、アメリカの指導力で西 対ではないものの、特別に重要だと考えていなかった。また、 ウェルズ以上に重視していた。しかしながら、②については、反 一方ハルは、①に関しては、ウェルズと同様、というよりも、 (3)

半球の一体化を実現すべきだと考えていた。

衛にはアメリカ大陸諸国との友好関係は重要である」と発言し、 西半球諸国との友好関係を強調した。一方、ハルは、ブエノスア メリカン会議は行動を起こせないので、アルゼンチンの政策がア 等を承認するという立場にたつと、全会一致でないかぎりパンア カ首席代表を務めたウェルズは、「アメリカが全ての国の法的平 に参戦すべきだと考えていた。それに対して、リオ会議のアメリ 四二年のリオ会議に向けて、ハルは西半球各国が一致して枢軸国 の影響力を行使しようとしてアルゼンチンの反対を受け、さらに、 イレス会議において、協議条約に義務を付加することでアメリカ の安全保障は西半球諸国の協調に依存している」、「パナマ運河防 とに否定的見解をとった。 (3)に関して、 ウェルズは、「アメリカ 価したのに対して、ハルは、小国の犠牲にして協定が成立したこ のヨーロッパ列強による協議の結果、紛争が回避されたことを評 に関して、ウェルズがチェコの主権が一応保たれたうえで、 たとえば、①、②については、三八年のミュンヘン会談の成果

ゼンチンを擁護した。 国とみなすことは非合法である」と主張し、参戦を拒否したアル国とみなすことは非合法である」と主張し、参戦を拒否したアルメリカと異なるという理由だけで、アルゼンチンをアメリカの敵

メリカの状況を理解する手がかりを示していきたい。とした際に、ウェルズとハルが対立した事例を説明し、当時のアとした際に、ウェルズとハルが対立した事例を説明し、当時のア以下のも、c、dの三節では、「大戦前外交」においてウェルズ

b 国際会議構想

カ外交全般の責任の一端を担うことになった頃、ローズヴェルトカ外交全般の責任の一端を担うことになった頃、ローズヴェルト政権は、内外に山積した問題を抱えていた。まず国内では、三七政権は、内外に山積した問題を抱えていた。まず国内では、三七本力れ、国内経済対策が最重要課題となっていた。ー方、対外的まわれ、国内経済対策が最重要課題となっていた。カーズヴェルトのエル、前年夏に勃発したスペイン内乱の長期化が決定的な状況であった。

にアメリカも戦争阻止の行動に加わらなければならない」という 発言を行い、アメリカの国際問題への関与を示唆していた。しか しながら、国務省の高官として当時の内外の状況によって制限されていたアメリカの外交の限界をわきまえていたウェルズは、当 面、中立政策を継続させた。実際のところ、政府が国内問題を抱 えたまま、孤立主義的傾向の強い議会と対決し、制定されて間も ない中立法を改正することなど考えられず、ウェルズは、スペイ ン内乱への仲介を拒否し、ヨーロッパ問題への不関与の態度を堅 持した。

演説」とよばれる演説を行ない、日本の行動を非難した。一方、 99 そこで、ローズヴェルトは、十月五日、シカゴにおいて「隔離 (583)な態度を示すべきだと考えられるようになったのである。

アメリカの民主主義を守ることである」、「手遅れにならないうちメリカが平和に貢献すべきだ」、「国際平和を維持することこそが

このような状況で、 ウェルズは、「国際社会の一員として、 ア

るという案を提出し、ローズヴェルトもこれに賛意を示した。ウラ点で合意に達した。そして、「隔離演説」直前に休暇を兼ねてウェルズは、アメリカ大統領が各国首脳を第一次大戦休戦記念日ウェルズは、アメリカ大統領が各国首脳を第一次大戦休戦記念日の十一月十一日に招き、国際会議を開催して、原則問題を議論するという案を提出し、ローズヴェルトもこれに賛意を示した。ウカーの十一月十一日に招き、国際会議を開催して、原則問題を譲る日本の十二月十一日に招き、国際会議を開催して、原則問題を譲る日本の大戦に対して何らかの行動を起こすべきだといメリカが日本やドイツに対して何らかの行動を起こすべきだとい

アメリカが軍事的に関与することなく、影響力を行使することが界平和に貢献できると考えており、しかも、この国際会議計画が議を継続することが計画されていた。彼は、協議の継続こそが世議を継続することが計画されていた。彼は、協議の継続こそが世にのが、のでは、独伊をも含めた会議を開催して、軍縮や通商

ぎりの行動であった。

画は、「隔離演説」直後のアメリカがイニシアティヴをとれるぎりいるということを明確に示すことになるという点で、この会議計つまり、彼によれば、アメリカが国際危機に大きな関心を持って

できることから、議会や世論の支持もえられると判断していた。

アメリカの原則は、既に七月一七日の声明で十分提示されているしかし、当初この会議構想に全く関与していなかったハルは、

うえに、枢軸側がさらなる侵略をもくろんでいる時期にこのよう な会議を開くことは民主主義陣営に誤った幻想を与えるとして、 国際会議開催に強く反対した。外交の最高責任者の国務長官であ もあり、最終的にローズヴェルトもウェルズ案の実現を断念せざ もあり、最終的にローズヴェルトもウェルズ案の実現を断念せざ もあり、最終的にローズヴェルトもウェルズ案の実現を断念せざ

にもかかわらず、三八年になり、ドイツのオーストリア合併要求が強まると、ウェルズは、国際会議案を再度もちだした。三八年一月、ウェルズは、駐米イギリス大使を通じて国際会議開催をイギリスに打診した。その内容は、各国代表をワシントンに招待し、(1国際関係における権利と義務、についての協議を行なうというものであった。つまり、ウェルズは、アメリカが仲をとりもつ形を修復していこうと考えていたようである。しかし、この国際会を修復していこうと考えていたようである。しかし、この国際会を修復していこうと考えていたようである。しかし、この国際会を修復していこうと考えていたようである。しかし、この国際会議構想も既に独伊との単独宥和の方針を固めていたイギリスのチェンバレン首相が拒否したため、実現しなかった。

アメリカ大陸の安全保障を確立し、これを模範として全世界に平功を強く意識したものであった。日中戦争勃発以前に彼は、まず功を強く意識したものであった。日中戦争勃発以前に彼は、まず

リスと同調したり、

日本を侵略国として扱い、

決定的に対立する

ノユッ

セ

ル

ことをあげていたのである。 期的だと評価していた。そして、アメリカが海外の紛争に関わら による紛争の解決をうたったブエノスアイレス会議の決定は、 和を拡大することを主張した。さらに、 ないで平和に貢献する手段の一つとして、国際会議を頻繁に開 相互の内政不干渉や協議

いかしながら、ウェルズは、

アメリカの国際問題への影響力行

ズは、 出した指示は、 避すべきだということを承知していた。 動への参加や、ましてや、単独で日本と対決することは絶対に回 使を支持していたとはいえ、 に出席していたデイヴィスが中立法の改正を要求すると、 った。たとえば、 反対を受けるようなアメリカと国際連盟との何らかの共同制裁行 ハルとともに、 アメリカの積極的な国際関与に否定的なものであ 日中戦争問題の協議のためにブリュッ デイヴィス抑制のために、 国務次官の立場から、 したがって、実際に彼が 国際連盟やイギ 議会や世論 セ ウェ ル会議

> 顧録やその他の史料をみるかぎり、 リカのイニシアティヴによる国際会議構想の実現であったとい ほぼ間違いないであろう。 彼の本心は、 この時期にアメ

画

て、

ドイツへのメッセージ

c

から、 するョ アメリカ外交の大きな鍵を握る人物として一層重要性を高めて 比例して、ラテンアメリカとの関係が重要になると、 かった。しかも、 紛争やメキシコの石油資産接収問題でも彼の果たした役割は大き メリ じるようになった。 混乱に巻き込まれないという態度をとった。 承認したわけではなかったが、黙認の態度をとり、 施され、ローズヴェルト政権は、このような事態の進展を公式に 三八年に入ると、イギリス主導でヨーロッパでの宥和政策が実 カ問題の専門家であることに変わりはなく、 ーロッパ問題に対処しなければならないこともしばしば生 病気がちなハルの代理となり、 アメリカがヨーロッパへの関与を回避するのと 一方、次官就任後も彼が国務省でのラテンア 国務省のトップとして緊迫 ウェ いくつかの国境 ルズは、 = ウェ ا 1 この頃 ッパ ルズは、 Ø

関係の処理という責務を果たすと同時に、 ルもまた、 病気のかたわら、 次第に緊迫の度合いを増す日米 三八年十二月からリ

リスとの共同行動に否定的な見解を示した。

それでもやはり、

п 丰

彼は、

ィ

を爆撃したパネイ号・レディバード号事件の際にも、

を否定したのである。

また、三七年十二月に日本軍が米英の軍艦

たのである。

送った。さらに、ワシントンでアメリカの極東関与や中立法改正

ことを避けるようにという訓令を数回にわたってブリ

101 (585)

ど、アメリカ外交を代表する人物であることにかわりなかった。で開催されたパンアメリカン会議のアメリカ首席代表を務めるな

治顧問、モファット西欧部長らとともに、メッセージの原案作成の工作で、アメリカの態度を明確にしたいと考えていた。そこで、一方で、アメリカの態度を明確にしたいと考えていた。そこで、独立主義者への配慮から米英一体化を示すような文面は避けたいなの主義者の配慮がら米英一体化を示すような文面は避けたいいた。ウェルズも、ア外交官時代以来のウェルズとの関係を通じて、何らかの影響力の外ででは、

に取り組んだ

月二六日、ズテーテン問題の平和的解決を要請したメッセージが考えを受け入れて、結局、周旋に関しては明記されないまま、九持をえられないと判断したのである。ローズヴェルトも、ハルの技をえられないと判断したのである。ローズヴェルトも、ハルの支が原案に明記されていたが、ハルは、周旋に強く反対した。つまが原案に明記されていたが、ハルは、周旋に強く反対した。つま当初、アメリカがズテーテン問題に関して周旋に乗り出すこと当初、アメリカがズテーテン問題に関して周旋に乗り出すこと

にした。ところが、実際には、二九日にミュンヘン会談が開かれェルズもそれに同調し、至急大統領と国際会議案を検討することのメッセージを無視し、チェコに対して戦争か平和かを迫ったものメッセージを無視し、チェコに対して戦争か平和かを迫ったも英仏独チェコに送られた。しかし、ヒトラーの反応は、アメリカ英仏独チェコに送られた。

たため、国際会議案はたちきえになった。

三九年になっても、ドイツの拡大行動は続いた。

ローズヴェル

よる解決の方針を転換し、反独姿勢を徐々に固めていった。 には受け入れず、その結果、ウェルズも独伊を含めた形での協議に が作成した文面がハルに反対されると、より穏健な内容に変 でして、ハルの承諾を得た。しかし、このメッセージもヒトラー のが作成した文面がハルに反対されると、より穏健な内容に変 と、より穏健な内容に変 がいる。このメッセージを送り、武力による問 にでいった。

d ウェルズの訪欧

には、ブエノスアイレス会議以来の協議条約に基づきパンアメリニ次世界大戦が勃発し、アメリカは五日に中立を宣言した。九月一九三九年九月一日のドイツのポーランド侵攻にともない、第

ことは考えられていなかった。もちろん、ドイツとの対決に備え

った。 な。 ルズは、九月二五日、西半球諸国家が結束して、ヨーロッパの紛あるウェルズがアメリカ首席代表になる。この会議においてウェカン会議がパナマで開かれ、ラテンアメリカ問題の最高責任者で

阻止というアメリカの所期の目的を達した。②

その間、西部戦線は、戦闘が行なわれないという「奇妙な戦争」

争に巻き込まれないという声明をだし、大戦の西半球への拡大の

えないが、だからといって、英仏と共同でドイツと徹底して戦うま、四十年二月、自らに最も近い人物であるウェルズ自身をヨーマパに派遣することにした。この派遣の目的は、公式には単なを訪問することには、より大きな意味があったと考えるほうが妥を訪問することには、より大きな意味があったと考えるほうが妥当であろう。この時点でアメリカがドイツを支持することはあり当であろう。この時点でアメリカがドイツを改議を重ねたの状態が続いていた。ローズヴェルトはウェルズと協議を重ねたの状態が続いていた。ローズヴェルトはウェルズと協議を重ねた

もちろん、ウェルズとても、自らの訪欧の結果、ヨーロッパにもしれない。

いによる何らかの打開策が打ち出されることを期待していたのか

意しているドイツにかえって有利になると判断していたからであきることは、英仏に誤った期待をもたせることになり、戦争を決することは、英仏に誤った期待をもたせることになり、戦争が、ド平和が訪れると確信していたわけではない。しかし、戦争が、ド平和が訪れると確信していたわけではない。しかし、戦争が、ド平和が訪れると確信していたわけではない。しかし、戦争が、ド

サェンバレン、チャーチルなどの各国要人との会談を行なった。間後帰国した。その間、ムッソリーニ、ヒトラー、ダラディエ、ドイツ、フランス、イギリス、そして、イタリアを再訪し、三週四○年二月一七日にアメリカを出発したウェルズは、イタリア、

な「奇妙な戦争」が長期化するうちにヨーロッパ列強間で話し合状態を継続させることを意図していた。さらにいえば、このようしろ、イタリアを中立に留め、このまま英仏独の全面対決のない

アメリカが積極的に和平交渉を斡旋するためのものではなく、む道を完全に放棄したのではなかった。ただし、ウェルズの訪欧はて準備は着々と進められていたが、一方で話し合いによる和解の

103 (587)

もはや独

彼の帰国後、

伊との和解は不可能という方針がローズヴェルトのまわりで固め

たる決意をもっているということであり、

連の訪問で彼のえた結論は、英仏独とも戦争遂行に向けて確固

問題の解決といったウェルズのわずかな期待を完全に裏切り、ヨ戦することになった。すなわち、イタリアの中立化、交渉によるられた。実際、四月に西部戦線が開かれ、六月にはイタリアが参

e 「孤立主義」、第二次大戦とウェルズ

1

ロッパは全面戦争に突入したのである

強さを示す一つの証拠であろう。見方を変えれば、 ウェルズとて、当時の内外の状況によって外交の選択の幅が大き 揚している時期にあってもローズヴェルトは、 が判断した構想ですら、実現しなかったのは、当時の孤立主義の ていたわけではなかった。 く制限されているという認識に関してはハルと大きくかけはなれ に到らなかったり、当初の構想から大きく後退したものになった。 かし、最終的に、大統領が、ハルの反対を受け入れた結果、実現 ズヴェルトも、 彼が推進した善隣外交との共通点がみいだされる。そして、ロー 国家の主権の尊重、 アメリカの積極的な関与を画策した。しかも、その特徴として、 〇年にいたる「大戦前外交」においてウェルズは、 dの三節でみたように、次官に就任した三七年から四 ウェルズを支持する姿勢を示したのであった。 多国間の協議による問題解決、というような しかし、制限の中で可能だとウェルズ 危機の高まる国際 孤立主義が高 可能なかぎり

の強い国内情勢を乗り切れないと考えていたといえる。を押し切ってまでウェルズの案を採用するには、孤立主義的傾向たのがウェルズであった。しかし、ローズヴェルトはハルの反対問題に関与しようとしており、それを具体的に立案する役を担っ

容の原案を作成したのであった。 関税の廃止といったこれまでアメリカが一貫して主張してきた内 とえば、大西洋憲章に関しては、 者の一人として自らの考えの実現にむけて精力的に行動する。た ウェルズの活躍の場は、俄然拡がり、 極的な海外問題への関与が要求されるようになった。そうなれば、 況の変化にともない、アメリカは次第に孤立主義から脱却し、 正、四〇年のフランス降伏、四一年の武器貸与法成立といった状 えず意見を聴く態度を変えなかった。そして、三九年の中立法改 わらず、ローズヴェルトは、側近のウェルズを国務省に留め、 ないしは妥協を迫られることが続いたと評価できよう。 これまでみてきたように、ウェルズの対枢軸国外交は、 領土保全、各国主権の平等、高 彼は、 アメリカ外交の指導 にもかか

さかではなかった。しかしながら、もはやウェルズとハルの関係し、実現可能だと判断すれば、積極的な行動を支持するのにやぶえそのものは支持していたので、国内で海外関与への合意が成立一方ハルも、アメリカが国際問題に影響力を行使するという考

は 好転することなく、その後も対立を続けたのである。

年三月頃からハルに無断で戦後国際機構設立を検討していた。 務めた国務省を去ったのであった。 を勧告する。その結果、四三年九月、 う態度に直面したローズヴェルトは、 刺激するという理由で彼を非難した。ハルの辞職も辞さないとい 画した戦後国際機構問題をめぐってであった。ウェルズは、 両者の対立が決定的になるのは、第二次大戦中にウェルズが計 ウェルズの越権的行動だけでなく、国際機構問題が議会を ウェルズは十年にわたって 最終的に、ウェルズに辞職

Hull, Memoirs, p. 315

(I)

- Ibid., p. 509; William Phillips, Ventures in Diplomacy, p. 185
- Hull, Memoirs, pp. 509-510
- American series #12 July 2, 1935, Department of State publication #764, Latir Address by Welles, "Good Neighbor Policy in the Caribbean,"
- Woods, op. cit., pp. . 23-24
- Address by Welles, "Present Aspects of World Peace," 1937, Department of State publication #1042 July
- States, (以下 FRUS とする) 1937, vol. I, pp. 318-320 U.S. Department of State, Foreign Relations of the Unitea
- Peace and War, pp. 370-371
- (Cambridge, 1964) の第十三章を参考にした *Ibid.*, pp. 383-387. また、「隔離演説」に関しては、Dorothy Borg United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938

Welles, Seven Major Decisions, pp. 29-31

(1)

10

- また、ハルも回顧録で、反対に関する説明をしている。 Seven Major Decisions の第一章で詳しく取り上げて回顧している。 がると考えていた。また、この計画については、 加すると判断しており、このことがブリュッセル会議の成功にもつな FRUS, 1937, vol. I, pp. 665-670. ウェルズはこの会議に独伊か参 ウェルズ自身が
- とを後悔している。 また、チャーチルは、回顧録の中でこの会議構想が実現しなかったこ Welles, Seven Majos Decisions, pp. 40-44 に詳しく叙述されている。 佐々木雄太『三〇年代イギリス外交戦略』、(名古屋大学出版会、 FRUS, 1938, vol. I, pp. 115-132. なお、この会議構想については、
- 九八七年)の第二部
- #26, idem., "Present Aspects of World Peace." American Conference for the Maintenance of Peace" 1937, Department of State publication #984, Conference series Address by Welles, "The Accomplishments of the Inter-
- Borg, op. cit., pp. 400-441
- Welles, "Thwarted Peace Plan" (Washington Post, May 4, Ibid., pp. 486-518

1948)

- 19 (18) Hull, Memoirs, pp. 591-592
- Peace and War, pp. 425-426
- Peace and War, pp. 455-458 Graff, op. cit., pp. 236-239
- Ibid., pp. 488-494
- Welles, Time for Decision, Chapter 3

(23) 22 21 20

Hull, Memoirs, pp. 737-739

(24)

- ® Robert Dallek, Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945, (New York, 1979) pp. 216-218; James MacGregor Burns, Roosevelt 1882-1940: The Lion and the Fox, (New York, 1956) p. 416.

4 おわりに

本論は、ウェルズの一九三〇年代の行動をみてきたわけだが、本論は、ウェルズの一九三〇年代の行動をみてきたわけだが、本論は、ウェルズの中で、アメリカが影響力を行使することについて議会や世論の合意が比較的容易に得られる地域は、ラテンアメリカだけだったといえる。その時期にウェルズは、次官補から次当時の国内状況の中で、アメリカが影響力を行使することについて議会や世論の合意が比較的容易に得られる地域は、ラテンアメリカだけだったといえる。その時期にウェルズは、次官補から次当時の国内状況の中で、アメリカが影響力を行使することについて発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決権構の設置について発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決機構の設置について発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決機構の設置について発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決機構の設置について発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決機構の設置について発言し、さらに、ブエノスアイレス会議で決めば、ローズヴェルドの行動をみてきたわけだが、

た。

前外交」、さらには戦後国際機構構想にまで影響を与えていると模範になるのは使命」であった。こういった彼の理想が、「大戦際機構づくりを提案している。彼に言わせれば、「西半球が世界の定された協議条約を発展させて、協議による紛争解決のための国

などの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六一年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの著作を書き、一九六十年九月二四日、六八歳で生涯を終えなどの書から、

- Addrdss by Welles, "Inter-American Relations," December 10, 1934, Department of State publication #680, Latin American series #8.
- Address by Welles, "The Practical Accomplishments of the Buenos Aires Conference" April 7, 1937, Department of State publication #1012, Latin American series #10.

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程